

結核予防費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、結核予防費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、結核予防のため、学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第53条の2第1項の規定により行う定期の健康診断に要する経費について、その経費を支弁する学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。）の設置者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める算定基準により算定した額の合計額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額との三つを比較して、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

1 算定基準	2 対象経費
次により算定した額 506円×医療機関で間接撮影を受けた者の延べ数	法第53条の2第1項の規定による健康診断の実施のために必要な報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費（報酬金）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料及び医薬材料費）役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び損害保険料）、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費並びに公課費

(交付申請書の添付書類及び提出時期)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書には、次の書類を添付して毎年度10月末日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書
- (2) 歳入歳出予算書抄本

(交付条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業に係る予算及び決算を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産については、補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付しなければならないこと。

(実績報告書及びその添付書類)

第6条 規則第12条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成績書
- (2) 支出済額内訳書
- (3) 収支決算書又は決算見込書
(書類の提出部数及び経由)

第7条 規則又はこの要綱に基づき提出する書類(様式は別に定める。)は2部とし、所轄厚生センターを経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和37年度分の補助金から適用する。

改正文抄

この告示は、昭和38年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和39年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、昭和40年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、昭和41年度分の補助金から適用する。

附 則

この告示は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、第3条の表算定基準の欄第1号の改正規定は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、昭和43年10月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和44年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和46年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱第3条の表の規定は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条の表の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 昭和55年4月1日から同年5月31日までの間に行われた結核健康診断及び予防接種事業に係る改正後の要綱第3条の表の規定の適用については、同表算定基準の欄中「64円」とあるのは「68円」と、「275円」とあるのは「279円」と、「77円」とあるのは「81円」と、「293円」とあるのは「298円」と、「103円」とあるのは「113円」と、「320円」とあるのは「330円」と、「409円」とあるのは「538円」と、「2,976円」とあるのは「3,070円」と、「1,618円」とあるのは「1,696円」とする。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）第3条の表の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 昭和56年4月1日から同年5月31日までの間に行われた結核健康診断及び予防接種事業に係る改正後の要綱第3条の表の規定の適用については、同表の第1欄中「69円」とあるのは「71円」と、「288円」とあるのは「290円」と、「82円」とあるのは「84円」と、「308円」とあるのは「310円」と、「99円」とあるのは「103円」と、「325円」とあるのは「329円」と、「396円」とあるのは「409円」と、「4,246円」とあるのは「2,976円」と、「3,142円」とあるのは「1,862円」と、「1,741円」とあるのは「1,618円」とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱第3条の表の規定は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱第3条の表の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱第3条の表の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の第3条の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の結核予防費補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。